

平成25年度「大連・福島の産学協同IT人材育成モデル」学生派遣支援事業募集要項

1 趣旨

本事業は、会津大学が構築した海外とのネットワークを活用し、本学の優秀な学生の海外研修を支援することにより、海外大学の教育、異文化交流を通して本学教育・国際水準の研究機会を充実させるとともに、協定締結先企業の海外事業所でのインターンシップを行うことにより、国際社会において即戦力となるグローバル人材育成を行う。

2 事業概要

本学と人材育成について協定を結んでいる大連東軟信息学院（中国、大連市）での教育、異文化交流及びアルパイン中国大連開発センターでのインターンシップに参加する本学学生に派遣にかかる経費の一部を支援する。

3 募集人数

2名～5名（3名以上希望者がいる場合は、3名以降は完全実費での参加可能。）

4 派遣期間 平成26年3月5日（水）～平成26年3月19日（水）

5 支援対象費用

派遣に係る経費（会津大学から派遣先までの往復交通費の一部） 1人あたり5万円～10万円程度
<本事業に係る費用の概算（自己負担分含む）>

（参考） 約15万円

- | | |
|------------------|----------------|
| ・日本国内移動費 | 20,000円 |
| ・日本から渡航国への往復航空運賃 | 50,000～70,000円 |

※上記2項目について、会津大学で支援する。

（下記、自己負担）

- | | |
|--------------------------|----------------|
| ・日本での宿泊費（前泊が必要な場合） | 5,000～10,000円 |
| ・現地での宿泊費（大連東軟信息学院学生寮を想定） | 7,700円（550円/日） |
| ・現地移動費（空港～研修先） | 5,000～7,000円 |
| ・パスポート申請費用 | 11,000～16,000円 |
| ・海外旅行保険 | 3,000～4,000円 |

6 派遣プログラムの概要

- (1) 大連東軟信息学院での中国語講座・IT専門科目の受講
- (2) 大連ソフトウェアパーク、大連市内文化施設見学、日本文化紹介等の異文化交流
- (3) アルパイン中国大連開発センターでのインターンシップ

7 応募資格

- (1) 平成25年度中において、本学の学部2、3、4年生または大学院博士前期課程1、2年生。但し、本学の国内選抜試験を受験し入学した者に限る。

- (2) 心身ともに健康であること。
- (3) 研修の成果を本学及び地域における国際交流活動等に積極的に還元しようという意欲があること。

8 派遣決定後の条件

- (1) 所属・学年・氏名・研修計画をホームページ等に掲載する。
- (2) 帰国後に報告書を提出すること。なお、報告書はホームページ等に掲載する。
- (3) 帰国後に開催する発表会で、学習・研究成果や交流活動等について発表すること。

9 その他

- (1) インターンシップに係る就業体験は無報酬とする。
- (2) 参加する者は海外傷害保険及びインターンシップ等賠償責任保険（学研災）に必ず加入すること。
- (3) 研修期間中は研修先の指示、規程を順守すること。

10 申請方法

本事業に応募する学生は、産学イノベーションセンター（UBIC）に次の応募書類を提出すること。（提出期限、平成25年11月27日（水）12:00まで）

【申請書類】

- ・申請書
- ・指導教員推薦書
- ・今後の計画表

※ 学力や成績等について意見を求めることの出来る教員名を記載すること。

11 選考及び結果通知

選考及び結果通知は次により行う。

- (1) 申請書類、単位取得状況等を参考に産学イノベーションセンターが選考（書類審査）を行う。
- (2) 産学イノベーションセンターが採用内定者を学長に提出し、学長が採用者を決定する。
- (3) 選考結果を申請者に通知する。

12 支援額及び支払い

- (1) 申請書を審査して、予算の範囲内で「支援予定額」を採用者ごとに決定し、採用通知書にて採用者に通知する。
- (2) 出発前に「支援予定額」を採用者に支払い、帰国後に証拠書類を確認して「支援確定額」を決定する。このため、航空券（搭乗券）の半券、領収書等の証拠書類を必ず保管し、帰国後速やかに提出すること。証拠書類がない費用については支援しない場合があるので注意すること。

13 派遣決定の取り消し、研修の中止

本事業の期間中に次のいずれかに該当する事態が生じたときは、採用決定の取り消しまたは研修の中止を行うことがある。この場合、支援額の全部又は一部の返納を求める場合がある。

- (1) 申請事項に虚偽が発見されたとき
- (2) 本学または派遣先において、懲戒処分等を受けたとき

- (3) 本学を退学したとき
- (4) 安全確保の困難などやむを得ない事情により本学が派遣中止と判断したとき

1 4 問い合わせ先

産学イノベーションセンター (月)～(金) 8時30分～17時15分

e-mail: ubic-adm@ubic-u-aizu.ac.jp

Tel:0242-37-2571 Fax 0242-37-2571